

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険税の減免に関する取扱いについて

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する取扱いについては、感染拡大による状況の甚大さを鑑み、隠岐の島町国民健康保険税減免規則第2条第1項第6号の規定に基づき、次のとおり定める。

(2) 要件及び基準

保険税減免の要件については、次の①又は②のいずれかに該当するに至った被保険者につき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来する額について、次の①又は②の基準による。

なお、いずれかの基準にも該当する場合は、その減免額が最も大きくなるものを適用する。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全部
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯
 - i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。
 - iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額】

【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【減免額の計算式】

対象保険税額 (A×B／C)	×	減額又は免除の割合 (D)	＝	保険税減免額
-------------------	---	------------------	---	--------

【表 1】

対象保険税額
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除すること。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険税軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料(税)の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定すること。

ア. 【表1】のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ. 【表2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いること。

(3) 減免の申請手続き

本取扱いに基づき保険税額の減免を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税減免申請書（様式第1号）（以下「減免申請書」という。）を、調査同意書（様式第2号）、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免に係る事業収入等申告書（様式第3号）並びに（2）①から②までの区分により下表のとおり定める書類を添付し、町長へ提出するものとする。

区分	添付書類
①	イ 主たる生計維持者が死亡した場合 i 死亡診断書 ii iのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書 iii 警察の発行する死体検案書 ロ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合 i 医師の診断書
②	イ 事業が廃業又は失業した場合 i 廃業等の事実が確認できるもの ロ 事業収入等が減少した場合 主たる生計維持者及び同一世帯に属する被保険者全員について、以下の書類を全部 i 前年の所得及び収入状況が確認できるもの ii 申請時点の所得及び収入状況が確認できるもの iii 収入減少の見込が確認できるもの

なお、提出された減免申請書及び添付書類に不足しているものがあると認めるときは、当該申請者に対して、期限を指定して当該不足している書類の提出を求めるものとする。

(4) 減免の決定

町長は、（3）の規定による申請を受けたときは、減免申請書及び申請理由を証明する添付書類の内容を審査し、事実の確認をおこなったうえ、速やかに減免の可否を決定し、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、当該申請者へ通知するものとする。ただし、当該申請が仮算定期間中の場合は、本算定（7月1日）後速やかに通知するものとする。

なお、内容の審査に際し、必要があると認めるときは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第113条の規定により、当該申請者に対し申請書等に係る検査、質問をすることができる。

また、保険税の納付が始まる前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると

認められる場合には、遑って減免決定を行うことができるものとする。

(5) 減免の取消

町長は、(4)の規定により保険税を減免する旨の決定を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、当該減免の全部又は一部を取り消すことができる。

- ① 虚偽その他不正な行為により、減免の決定を受けたと認められたとき。
- ② (2)に規定する減免に該当しなくなったと認められるとき。

なお、減免を取り消した場合は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免取消決定通知書(様式第5号)を、当該申請書に通知するものとする。この場合において、当該取消に係る部分に関して、既に徴収を免れた保険税があるときは、期限を定めて納付させるものとする。